

# 中華人民共和国消防法

中華人民共和国主席令第 4 号

「中華人民共和国消防法」は既に中華人民共和国第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議において可決されたので、ここに公布し、1998 年 9 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 江沢民

1998 年 4 月 29 日

---

中華人民共和国消防法

## 第 1 章 総則

### 第 1 条

火災を予防し火災の危害を減少させ、公民の身体、公共の財産及び公民の財産の安全を保護し、公共の安全を維持保護し、社会主義現代化建設の円滑な進行を保障するため、本法を制定する。

### 第 2 条

消防活動は、予防を主に防火と消火を結合させる方針を徹底し、専門機関と大衆を結合させる原則を堅持し、防火安全責任制を実行する。

### 第 3 条

消防活動は、国務院が指導し、地方各級人民政府が責任を負う。各級人民政府は、消防活動を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、消防活動が経済建設と社会発展に相応しいものにするよう保障しなければならない。

### 第 4 条

国務院公安部門は全国の消防活動について監督管理を実施する；県級以上の地方各級人民政府の公安機関が当該行政区域内の消防活動について監督管理を実施し、また当該級人民政府の公安機関の消防機関が実施に責任を負う。軍事施設、坑道地下部分、原子力発電所の消防活動については、その主管単位が監督管理する。

森林、草原の消防活動は、法律・行政法規で別途規定があるときは、その規定による。

#### 第5条

いかなる単位と個人も、消防上の安全を維持保護し、消防施設を保護し、火災を予防し、火災通報をする義務を負う。いかなる単位と成年公民も、組織的な消防活動に参加する義務を負う。

#### 第6条

各級人民政府は、経常的に消防宣伝教育をおこない、公民の消防意識を向上させなければならない。

教育・労働等の行政主管部門は、消防知識を授業・研修の内容に組み入れなければならない。

報道・出版・放送・映画・テレビ等の関係主管部門は、消防安全の宣伝教育をおこなう義務を負う。

#### 第7条

消防活動において突出した貢献がありまたは成績が顕著な単位と個人については、褒賞しなければならない。

### 第2章 火災予防

#### 第8条

都市人民政府は、消防安全の配置、消防施設、消防給水、消防通信、消防車道路、消防設備等の内容を含む消防計画を、都市全体計画に組み入れなければならない。また関係主管部門に実施させる責任を負う。公共消防施設、消防設備が不足している、または実際の必要に応じられていない場合は、これを増設、改築、配備または技術改良をしなければならない。

消防活動については、科学的研究を強化し、先進の消防技術と消防設備を普及させ使用しなければならない。

#### 第9条

可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積み降ろしをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭は、都市の周辺または比較的独立した安全地帯に設置しなければならない。可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設は、合理的な場所に設置し、火災と爆発防止上の要求に適合していなければならない。

可燃性・爆発性の危険物の生産、貯蔵、積み降ろしをする既存の工場、倉庫と専用の停車場、埠頭、可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設が前項の規定に合致しないときは、関係単位は対策を講じ、期限を定めて解決しなければならない。

#### 第10条

国家工事建築消防技術標準にしたがって消防設計をする必要のある建築工事は、設計単位は、国家工事建築消防技術標準にしたがって設計しなければならない。建設単位は、建築工事の消防設計図面及び関係資料を公安消防機関に提出して審査を受けなければならない。審査を受けていない場合または審査の結果不合格の場合は、建設行政主管部門は施工許可証を発給してはならず、建設単位は施工してはならない。

公安消防機関の審査を受けた建築工事消防設計を変更する必要がある場合は、原審査をした公安消防機関の許可を受けなければならない。許可を受けていないときは、いかなる単位と個人もこれを変更してはならない。

国家工事建築消防技術標準にしたがい消防設計をした建築工事の竣工時には、公安消防機関による消防検収を受けなければならない。検収を受けていないまたは検収の結果不合格の場合は、これを使用に供してはならない。

#### 第11条

建築構造部材と建築材料の防火性能は、国家標準または業界標準に適合しなければならない。

公共施設の内装、装飾につき、国家工事建築消防技術標準の規定に基づき不燃性または難燃性の材料を使用すべき場合は、製品品質法の規定により確定された検査機関の検査に合格した材料を選択して使用しなければならない。

#### 第12条

ダンスホール、映画館と劇場、ホテル、レストラン、ショッピングセンター、定期市場等の公衆の集まる施設は、使用または開業前に、現地の公安消防機関に申告し、消防安全検査に合格した後でなければ使用または開業できない。

#### 第13条

大型集会、花火大会、灯籠祭等の大衆的催しを開催し、火災の危険がある場合は、主催者は消火及び応急避難予定案を作成し、消防安全措置を確実に実行し、あわせて公安消防機関に申告し、公安消防機関による催し会場の消防安全検査に合格してからでなければ、開催できない。

#### 第14条

機関・団体・企業・事業単位は、下記の消防安全の職務を履行しなければならない。

- (1) 消防安全制度、消防安全操作規程を制定する。
- (2) 防火安全責任制を実行し、当該単位・所属各部門・職場ごとの消防安全責任者を確定する。
- (3) 当該単位の特性にあわせて、従業員に消防について宣伝教育をおこなう。
- (4) 防火検査を手配し、火災の危険性をすみやかに取り除く。
- (5) 国の関係規定にしたがい消防施設と器材を配置し、消防安全標識を設置し、定期的な検査と補修を組織し、消防施設及び器材の完全性と有効性を確保する。
- (6) 避難路、非常出口が支障なく通れることを保障し、国の規定に適合する消防安全避難表示を設置する。

住民住宅区の管理単位は、前項の関係規定にしたがい、消防安全の職務を履行し、住宅区の消防安全活動をおこなわなければならない。

#### 第15条

作業場または倉庫がある建築物内に、従業員集団宿舍を設置してはならない。

作業場または倉庫のある建築物内にすでに従業員集団宿舍を設置している場合は、期限を定めて解決しなければならない。どうしても当面は無理な場合は、必要な消防安全措置を講じなければならない。公安消防機関の認可を受けてからでなければ継続使用してはならない。

#### 第16条

県級以上の地方各級人民政府の公安機関の消防機関は、火災発生の可能性が比較的大きいもの、及びひとたび火災が発生すれば重大な死傷または重大な財産的損失をもたらすおそれのある単位を、当該行政区域内の消防安全重点単位として確定し、当該級人民政府に届け出なければならない。

消防安全重点単位は、本法第14条で定める職責を履行するほか、下記の消防安全の職務を履行しなければならない。

- (1) 防火記録を作成し、消防安全重点箇所を定め、防火標識を設置し、厳格な管理を実行する。
- (2) 毎日の防火巡回を実行し、巡回記録を作成する。
- (3) 従業員に消防安全訓練をおこなう。
- (4) 消火及び緊急避難の予定案を制定し、定期的に消防訓練を手配する。

#### 第17条

可燃性・爆発性の危険物を生産・貯蔵・輸送・販売または使用・廃棄する単位、個人は、関

係のある国の消防安全規定を執行しなければならない。

可燃性・爆発性の危険物を生産する単位は、製品について、発火点、引火点、爆発限界等のデータの説明書を添付し、あわせて発火と爆発を防ぐ注意事項を明記しなければならない。個別に包装する可燃性・爆発性危険物については、危険物ラベルを貼付しなければならない。

可燃性・爆発性危険物を生産・貯蔵している施設への立ち入りは、国の関係消防安全規定によらなければならない。火種を携帯して可燃性・爆発性危険物を生産・貯蔵する施設に進入することは禁止する。可燃性・爆発性危険物を違法に携帯して公共の施設に進入することまたは公共の交通手段に乗車することは禁止する。

可燃性物資を貯蔵する倉庫の管理は、国の関係消防安全規定によらなければならない。

#### 第18条

火災、爆発の危険のある場所での炎火の使用は禁止する。特別な事情により炎火を使用して作業する必要のある場合は、規定にしたがい事前に審査許可手続をしなければならない。作業人員は、消防安全規定を遵守し、相応の消防安全措置を講じなければならない。アーク溶接、ガス溶接等火災の危険のある作業をおこなう者と自動消防システムの操作員は、証明を所持して持ち場につき、消防安全操作規程を厳格に遵守しなければならない。

#### 第19条

消防製品の品質は、国家標準または業界標準に適合しなければならない。製品品質法の規定により定められた検査機関の検査に合格していない消防製品の生産、販売または使用は、禁止する。

国家標準または業界標準に適合しない部品または消火剤を使用して、消防施設と器材を補修することは、禁止する。

公安消防機関及びその職員は、職務を利用して消費者向けに消防製品の販売者とブランドを指定してはならない。

#### 第20条

電器製品、ガス用具の品質は、国家標準または業界標準に適合しなければならない。電器製品、ガス用具の据え付け、使用と回路、パイプの設計、敷設は、国の関係消防安全技術規定に適合しなければならない。

#### 第21条

いかなる単位と個人も、消防施設・器材を損傷し、または無断で流用・取り壊し・使用停止してはならず、消火栓を埋めたり囲い込んだりしてはならず、防火上空けてある隙間を占用してはならず、消防通路を塞いではならない。

公用及び都市建設等の単位が、道路工事及び停電、断水、通信回路の中断をおこなうときに消防隊の消火救援に影響するおそれがある場合は、事前に現地の公安消防機関に通知しなければならない。

#### 第 2 2 条

農業収穫季、森林と草原の防火期間、重大な祝祭日期间および火災が多発する季節には、地方各級人民政府は、それぞれに応じた消防宣伝教育を展開し、防火対策を講じ、消防安全検査をおこなわなければならない。

#### 第 2 3 条

村民委員会、居民委員会は、大衆による消防活動を展開し、防火安全規約の制定を組織し、消防安全検査をおこなわなければならない。郷鎮人民政府、都市街道弁事処は、指導と監督をしなければならない。

#### 第 2 4 条

公安消防機関は、機関・団体・企業・事業単位の消防法律・法規遵守状況について、法により監督検査をおこなわなければならない。消防安全重点単位については、定期的な監督検査をしなければならない。

公安消防機関の職員は、監督検査をする際には、証明書を呈示しなければならない。

公安消防機関は、消防審査許可、検収等の監督検査をするにあたり、費用を徴収してはならない。

#### 第 2 5 条

公安消防機関は、火災の危険性を発見した場合は、ただちに関係単位または個人に対し、対策を講じ、期限を定めて危険性を除去するよう通知しなければならない。

### 第 3 章 消防組織

#### 第 2 6 条

各級人民政府は、経済及び社会発展の必要性に応じて、多様な形態の消防組織を設立し、消防組織の建設を強化し、火災撲滅能力を強化しなければならない。

#### 第 2 7 条

都市人民政府は、国の定める消防施設建設基準にしたがい、公安消防隊、専従消防隊を設立し、火災消火活動を分担させなければならない。郷人民政府は、現地の経済発展及び消

防活動の必要性に応じて、専任消防隊、ボランティア消防隊を設立し、火災消火活動を分担させることができる。公安消防隊は、本法で定める火災消火活動の達成を保証するほか、他の災害または事故の緊急救援活動に参加しなければならない。

#### 第28条

下記の単位は、専任消防隊を設立し、当該単位の火災消火活動を分担させなければならない。

- (1) 原子力発電所、大型発電所、民間用空港、大型港。
- (2) 可燃性・爆発性危険物を生産・貯蔵する大型企業。
- (3) 燃焼の可能性のある重要物資を貯蔵する大型倉庫、基地。
- (4) 第1号、第2号、第3号で定める以外の、火災の危険性が大きく、現地の公安消防隊から遠いその他の大型企業。
- (5) 現地の公安消防隊から遠く、全国重点文化財保護単位にはいつている古建築群の管理単位。

#### 第29条

専任消防隊の設立は、国の関係規定に適合していなければならない、また省級人民政府公安機関の消防機関による検収を受けなければならない。

#### 第30条

機関・団体・企業・事業単位及び郷・村は、必要に応じて従業員または村民により組織されるボランティア消防隊を設立することができる。

#### 第31条

公安消防機関は、専任消防隊、ボランティア消防隊に対して活動指導をしなければならない、専任消防隊を指揮動員して火災消火活動に参加する権限を有する。

### 第4章 消火救援

#### 第32条

何人も、火災を発見したときはただちに通報しなければならない。いかなる単位、個人も、急報のために無償で便宜をはからなければならない、急報を阻害してはならない。虚偽の急報をすることは厳禁する。

公共の施設で火災が発生したときは、その公共施設の現場職員は、その場にいる群衆を組織、誘導して避難させる義務を負う。

火災が発生した単位は、ただちに火災消火のために団結しなければならない。近隣の単位はこれを支援しなければならない。

消防隊は、火災通報を受けた場合は、ただちに火災現場に赴き、罹災者を救助し、危険な状況を取り除き、火災を消し止めなければならない。

### 第 3 3 条

公安消防機関が火災の現場消火を統一的に組織・指揮するにあたり、火災現場総指揮者は、火災消火の必要に応じて、下記の事項を決定する権限を有する。

- (1) 各種水源を使用する。
  - (2) 電力、可燃性の気体と液体の輸送を中断し、火気と電気の使用を制限する。
  - (3) 警戒区域を区切り、局部的に交通管制を実行する。
  - (4) 近くの建築物及び関係施設を利用する。
  - (5) 火災の蔓延を防止するため、火災現場に隣接する建築物、構造物を取り壊しまたは破損する。
  - (6) 給水・給電・医療救護・交通運輸等の関係単位を、消火救助に協力するよう動員する。
- 大火災を消火するときは、関係地方人民政府は、関係者を組織し、必要物資を調達して消火を支援しなければならない。

### 第 3 4 条

公安消防隊が火災以外の他の災害または事故の緊急救援活動に参加するときは、関係地方人民政府の統一的な指揮のもとで実施する。

### 第 3 5 条

消防車、消防艇が火災消火任務執行に赴くとき、または他の災害・事故の緊急救援任務執行に赴くときは、運転速度、運転路線、運転方向、指揮信号の制限を受けず、他の車輛船舶と通行人は、道を譲らなければならない、割り込み、追い越しをしてはならない。交通管理指揮者は、消防車・消防艇の迅速な通行を保証しなければならない。

### 第 3 6 条

消防車、消防艇及び消防機材・設備と施設は、消防と救急救援活動に関係ない事項に用いてはならない。

### 第 3 7 条

公安消防隊は火災消火にあたり、火災の発生した単位、個人からいかなる費用も徴収してはならない。

外部単位の火災消火に参加する専任消防隊、ボランティア消防隊が損耗した燃料、消火剤

と器材・設備等については、規定にしたがい補償する。

### 第38条

火災消火に参加したために負傷し、障害を負いまたは死亡した者については、国の関係規定にしたがい医療、補償金を給付する。

### 第39条

火災の鎮火後、公安消防機関は必要に応じて火災現場を封鎖する権限を有し、火災原因を調査・認定し、火災の損失を査定し、火災事故の責任を明らかにする責任を負う。

特大火災事故については、国务院または省級人民政府が必要だと判断したときは、調査を組織することができる。

火災の鎮火後、出火単位は、公安消防機関の要求にしたがって現場を保護し、事故調査を受け、火災事実の状況を偽りなく提供しなければならない。

## 第5章 法律責任

### 第40条

本法の規定に違反し、下記の行為の一に該当するときは、期限を定めて是正を命じる。期限をすぎても是正しないときは、施工停止・使用停止または生産停止と営業停止を命じ、あわせて罰金を科すことができる。

(1) 建築工事の消防設計について、公安消防機関の審査を受けず、または審査の結果不合格であったのに、無断で施工したとき。

(2) 法により消防設計をすべき建築工事が、竣工時に検収を受けずまたは検収の結果不合格であったのに、無断で使用したとき。

(3) 公衆の集まる施設について、消防安全検査を受けず、または検査の結果不合格であったのに、無断で使用または開業したとき。

単位が前項の行為に該当するときは、前項の規定により処罰し、あわせてその直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して警告または罰金に処す。

### 第41条

本法の規定に違反し、大型集会・花火大会・灯ろう祭り等の群衆の集まる催しを無断で開催し、火災の危険がある場合は、公安消防機関はその場で是正を命じなければならない。その場で是正できない場合は、開催を中止するよう命じなければならない。あわせて罰金を科すこともできる。

単位が前項の行為に該当するときは、前項の規定により処罰し、あわせてその直接責任を

負う主管者その他の直接責任者に対して、警告または罰金に処す。

#### 第42条

本法の規定に違反し、消防技術標準を無断で引き下げて施工し、防火性能が国家標準または業界標準に適合しない建築構造部材と建築材料、または不合格の内装・装飾材料を使用して施工した場合は、期限を定めて是正を命じる。期限をすぎても是正しないときは、施工停止を命じ、あわせて罰金を科すこともできる。

単位が前項の行為に該当するときは、前項の規定により処罰し、あわせてその直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、警告または罰金に処す。

#### 第43条

機関・団体・企業・事業単位が本法の規定に違反し、消防安全上の職務を履行しない場合は、期限を定めて是正を命じる。期限をすぎても是正しないときは、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、法により行政処分をしまたは警告に処す。

事業性施設が下記の行為の一に該当するときは、期限を定めて是正を命じる。期限をすぎても是正しないときは、清算停止または営業停止を命じ、あわせて罰金を科すことができ、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者について罰金を科す。

- (1) 火災の危険性についてすみやかにこれを取り除かないとき。
- (2) 国の関係規定にしたがって消防施設及び機材を配置しないとき。
- (3) 避難路、非常出口の支障ない通行を保障できないとき。

作業場または倉庫のある建築物内に従業員集団宿舍を設置した場合は、第2項の規定により処罰する。

#### 第44条

本法の規定に違反し、製品品質法の規定により定められた検査機関の検査に合格していない消防製品を生産、販売したときは、違法行為の停止を命じ、製品と違法所得を没収し、製品品質法の規定により厳重に処罰する。

消防施設・器材のメンテナンス・点検をおこなう単位が、消防安全技術規定に違反し、メンテナンス・点検をおこなったときは、期限を定めて是正を命じ、あわせて罰金を科すことができ、またその直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、警告または罰金に処す。

#### 第45条

電器製品、ガス用具の据え付けまたは回路・パイプの敷設が、消防安全技術規定に合致していないときは、期限を定めて是正を命じる。期限をすぎても是正しないときは、使用停止を命じる。

#### 第46条

本法の規定に違反し、可燃性・爆発性の危険物を生産、貯蔵、輸送、販売し、または可燃性・爆発性の危険物を使用・廃棄したときは、違法行為の停止を命じ、警告、罰金または15日以下の拘留に処することができる。

単位に前項の行為があったときは、違法行為の停止を命じ、警告または罰金に処することができ、あわせてその直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して前項の規定にしたがい処罰する。

#### 第47条

本法の規定に違反し、下記の行為の一に該当するときは、警告、罰金または10日以下の拘留に処す。

(1) 消防安全規定に違反して可燃性・爆発性の危険物を生産・貯蔵している施設に立ち入ったとき。

(2) 違法に炎火を使用して作業をおこない、または火災・爆発の危険のある施設において禁止命令に違反して喫煙、炎火の使用をしたとき。

(3) 火災通報を妨害し、または虚偽の火災通報をしたとき。

(4) 消防車、消防艇が火災現場に赴くのを故意に妨害し、または火災現場の秩序を乱したとき。

(5) 火災現場の指揮者の指揮を拒絶し、消火救助に影響を与えたとき。

(6) 過失により火災を引き起こし、深刻な損失をもたらすには至らないとき。

#### 第48条

本法の規定に違反し、下記の行為の一に該当するときは、警告または罰金に処す。

(1) 消防安全規定に違反するよう他人を唆しまたは強要し、危険な作業を行わせたが、深刻な結果をもたらすには至らないとき。

(2) 消火栓を埋め、囲い込み、または防火のための隙間を占用し、消防路を塞いだとき、または消防施設と器材を損壊及び無断で流用、撤去し、使用を停止したとき。

(3) 重大な火災の危険性があり、公安消防機関の通知を受け期限をすぎても是正しないとき。

単位が前項の行為に該当するときは、前項の規定にしたがい処罰し、あわせてその直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、警告または罰金に処す。

第1項第2号の行為に該当するときは、さらに期限を定めて原状回復または損害賠償を命じなければならない。期限をすぎても原状回復しないときは、強制的に取り壊しまたは撤去しなければならない。必要な費用は違法行為者が負担する。

#### 第49条

公共施設に火災が発生したときに、当該公共施設の現場職員が、その場の群衆を組織、誘導して避難させる義務を履行せず、負傷死亡をもたらしたが犯罪を構成するには至らないときは、15日以下の拘留に処す。

#### 第50条

火災の鎮火後、出火原因を隠し責任を転嫁するため、故意に現場を破壊しまたは現場を偽造したが、犯罪を構成するには至らないときは、警告、罰金または15日以下の拘留に処す。単位が前項の行為に該当するときは、警告または罰金に処し、あわせてその直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては、前項の規定にしたがい処罰する。

#### 第51条

本法の規定に違反する行為に対する処罰は、公安消防機関が裁決する。拘留の処罰は、公安機関が治安管理处罰条例の規定にしたがい裁決する。

生産停止・営業停止を命じると経済と社会生活に対する影響が大きいときは、公安消防機関が現地人民政府に法による決定を申請し、公安消防機関が執行する。

#### 第52条

公安消防機関の職員が消防活動において職権濫用、職務怠慢、私利による不正行為をおこない、下記の行為の一に該当し、国家と人民の利益に損失をもたらしたが、犯罪を構成するには至らないときは、法により行政処分に処す。

(1) 国家建築工事消防技術標準に適合していない消防設計、建築工事について、審査、研修に合格させたとき。

(2) 法により審査、検収すべき消防設計、建築工事について、故意に引き延ばし、審査、検収をしないとき。

(3) 火災の危険性を発見したが、ただちに関係単位または個人に是正するよう通知しないとき。

(4) 職務を利用し消費者向けに消防製品の販売単位、ブランドを指定し、または建築消防施設施工単位を指定したとき。

(5) その他の職権濫用、職務怠慢、私利による不正行為。

#### 第53条

本法に違反する行為があり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

### 第6章 付則

#### 第 5 4 条

本法は、1998 年 9 月 1 日から施行する。1984 年 5 月 11 日に第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で承認し、1984 年 5 月 13 日に国務院が公布した「中華人民共和国消防条例」は同時に廃止する。